

## 「コロナ倒産」を回避する！ 危機対応の資金繰り対策

### 4 新規融資を受けるためのポイント（講師 堂野達之弁護士）

#### 1 新規融資の概要

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の資金繰り支援のために、国は各種の融資制度を用意しています（以下「特別支援融資」と呼びます。）。<sup>1</sup>

特別支援融資には、①政府系金融機関（日本政策金融公庫や商工組合中央金庫）による融資<sup>2</sup>、②民間金融機関による信用保証協会の保証付融資、③各自治体を通じた融資があります。いずれも、元本据置期間や返済期間が長期、利子が低いか実質ゼロという優遇措置があるのが特徴です。

金融機関や信用保証協会による審査がありますので、融資が受けられるか、受けられるとしても希望した条件が通るかは審査次第、という点にご留意ください。

自治体を通じた融資は、各自治体のホームページに詳しい情報が載っていますので、確認するとよいでしょう。5月から、信用保証制度を利用した都道府県等の制度融資への補助を通じて、民間金融機関においても、実質無利子・無担保・据置最大5年・保証料減免の融資がスタートしています。<sup>3</sup>

#### 2 新規融資の内容や要件

特別支援融資の詳細に関しては、経済産業省の新型コロナウイルス感染症関連サイトの「資金繰り支援内容一覧表」<sup>4</sup>をご覧ください。

日本政策金融公庫によるセーフティネット融資・特別貸付・マル経融資、商工組合中央金庫による危機対応融資、信用保証協会によるセーフティネット保証などがあります。借入額の上限、据置期間、返済期間、利子などに注意してください。複数の制度が併用可能です。

#### 3 新規融資の相談窓口

まずは自社で取引をしている金融機関（とりわけメインバンク）に相談するのがよいでしょう。前述した民間金融機関による実質無利子・無担保の融資も、取引金融機関（とりわけメインバンク）への申込をまずは検討すべきでしょう。取引をしていない金融機関に当たることも考えられます。

経済産業省が「新型コロナウイルス経営相談窓口」と指定している機関も相談窓口として活用できます。<sup>5</sup>日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、商工会議所、よろず支援拠点などが指定されています。

#### 4 新規融資を受けるに当たって

融資を受けられるように早めに動くのは重要ですが、数多くの情報が整理されずに回っている面もあるので、専門家に相談して、どんな制度があるのかのアドバイスを受けておくと安心です。

事業が黒字で、コロナが収束すれば売上回復の見通しがあれば、少しでも多くのキャッシュを調達して資金ショートを回避することが大切です。他方、事業が赤字で、コロナが収束しても黒字に転じるのは難しければ、新規融資ではなく、事業の整理など別の方法を考えた方が良いかもしれません。自社の方向性を決めるに当たっては、再生に通じた弁護士に相談することをお勧めします。

## 5 新規融資を受けるためのポイント

多くの特別支援融資は売上減少が要件となっているため、帳簿や通帳、現金出納帳など、売上が減少したことを示す何らかの証拠資料、エビデンスが必要です。

金融機関にとって貸したお金が返ってくるかが最大の関心事なので、新型コロナがいつ収束するか見えないので難しいところですが、できる限り返済の見通しを説明できるようにしておくべきです。

既に取り引金融機関からリスケジュール（元本返済猶予）を受けている場合には、それだけを理由に融資を受けられないわけではないですが、審査が厳しくなりがちなのが実情のようです。融資が必要であれば、専門家の助力も得ながら、返済できる根拠を具体的に示して粘り強く交渉する姿勢が必要でしょう。

どれくらいの額が借りられるかは一概には言えませんが、月商や月額運転資金の3か月分が多いと言われています。コロナがいつ収束するかが見えないため、例えば6か月分から1年分を多めに申告しておくことも考えられます。

## 6 各種情報のアップデート

新規融資以外の支援制度（持続化給付金など）も含めて、資金を調達するための制度の情報は、経済産業省の新型コロナウイルス感染症関連サイト<sup>6</sup>や、同サイト内の「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」<sup>7</sup>にほぼ全て集約されており、頻繁に更新されています。

東京弁護士会中小企業法律支援センターの「有益情報リンク集」<sup>8</sup>は、融資を含めた各種制度のリンクが貼られ、頻繁に更新されていますので、ご活用ください。

新規融資を含めた支援制度は、頻繁に内容が更新・追加されるので、インターネット等でこまめにアップデートをすることをお勧めします。

---

<sup>1</sup> 本稿の内容は令和2年5月15日時点での情報に基づくことにご留意ください。

<sup>2</sup> <https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/shien-flyer.pdf>

<sup>3</sup> <https://www.meti.go.jp/press/2020/05/20200501008/20200501008.html>

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/shien-flyer2.pdf>

<sup>4</sup> [https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/shikinguri\\_list.pdf](https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/shikinguri_list.pdf)

<sup>5</sup> [https://www.meti.go.jp/covid-19/sodan\\_madoguchi.html](https://www.meti.go.jp/covid-19/sodan_madoguchi.html)

<sup>6</sup> <https://www.meti.go.jp/covid-19/>

<sup>7</sup> <https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>

<sup>8</sup> <http://cs-lawyer.tokyo/news/2020/575/>